福県医発第522号（医三井医師会）
平成30年5月16日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　松田　峻一良
（公印省略）

手術前医学管理料に包括される肝炎ウイルス検査について（通知）

今般、厚生労働省より福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課を通じて、標記について別添のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、厚生労働省保健局通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の標記の点における下記改正について周知を図るものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員治療医療機関への周知方ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、最新の治療医療機関名簿を別添いたしますのでご参考ください。

記

○内容（抜粋）

厚生労働省保険局より発出された「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成30年3月5日保医発0305第1号）」の別添1「医科診療報酬点数表に関する事項」（第2章特掲診療料第1部医学管理等）B001-4 手術前医学管理料について、「（8）本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。」と明記された。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
副会長　山下拓郎

公印省略

３０疾病第４０３号
平成３０年 5月 1日

公益社団法人
福岡県医師会会長　　殿

福岡県保健医療介護部長
（がん感染症疾病対策課がん・疾病対策係）

手術前医学管理料に包括される肝炎ウイルス検査について（通知）

日頃から本県の保健医療行政の推進にあたりましては、理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より、別添「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」について、下記内容の周知依頼がありましたので、貴会員へ周知のほど、よろしくお願い申しあげます。

記

1　内容（抜粋）

厚生労働省保険局より発出された「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第１号）」の別添１「医科診療報酬点数表に関する事項」第 2 章特掲診療料第１部医学管理等 B001-4 手術前医学管理料について、「（８）本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。」と追記された。

30.5.02
849

各医師会通知

(写)　　＜該当箇所抜粋＞

保医発 0305 第 1 号
平成 30 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　　殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公　印　省　略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公　印　省　略）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等が公布され、平成 30 年 4 月 1 日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添１、歯科診療報酬点数表については別添２及び調剤報酬点数表については別添３のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年３月４日保医発 0304 第３号）は、平成 30 年３月 31 日限り廃止する。

別添１

医科診療報酬点数表に関する事項

＜通則＞

１　１人の患者について療養の給付に要する費用は、第１章基本診療料及び第２章特掲診療料又は第３章介護老人保健施設入所者に係る診療料の規定に基づき算定された点数の総計に10円を乗じて得た額とする。

２　基本診療料は、簡単な検査（例えば、血圧測定検査等）の費用、簡単な処置の費用等（入院の場合には皮内、皮下及び筋肉内注射及び静脈内注射の注射手技料等）を含んでいる。

３　特掲診療料は、特に規定する場合を除き、当該医療技術に伴い必要不可欠な衛生材料等の費用を含んでいる。

４　基本診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第44号）による改正後の「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。

５　特掲診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第45号）による改正後の「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。

６　「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第43号）による改正後の診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令（昭和23年政令第326号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせて標榜する場合も含むものであること。

７　特掲診療料に掲げられている診療行為を行うに当たっては、医療安全の向上に資するため、当該診療行為を行う医師等の処遇を改善し負担を軽減する体制の確保に努めること。

インスリン製剤を使用していないものに限る。）の患者を対象とし、必要な指導を行った場合に１年に１回に限り算定する。なお、中等度以上の糖尿病の患者とは、当該加算を算定する当月若しくは前月においてヘモグロビンＡ１ｃ（ＨｂＡ１ｃ）が JDS 値で 8.0%以上（NGSP 値で 8.4%以上）の者をいう。

(14)　「注３」の加算を算定する患者に対しては、患者教育の観点から血糖自己測定器を用いて月 20 回以上血糖を自己測定させ、その検査値や生活状況等を報告させるとともに、その報告に基づき、必要な指導を行い療養計画に反映させること。

当該加算は、血糖試験紙（テスト・テープ）又は固定化酵素電極（バイオセンサー）を給付し、在宅で血糖の自己測定をさせ、その記録に基づき指導を行った場合に算定するものであり、血糖試験紙、固定化酵素電極、穿刺器、穿刺針及び測定機器を患者に給付又は貸与した場合における費用その他血糖自己測定に係る全ての費用は当該加算点数に含まれ、別に算定できない。

Ｂ００１－３－２　ニコチン依存症管理料

（１）　ニコチン依存症管理料は、入院中の患者以外の患者に対し、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会及び日本呼吸器学会の承認を得たものに限る。）に沿って、初回の当該管理料を算定した日から起算して 12 週間にわたり計５回の禁煙治療を行った場合に算定する。

（２）　ニコチン依存症管理料の算定対象となる患者は、次の全てに該当するものであって、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めたものであること。

ア　「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（ＴＤＳ）で、ニコチン依存症と診断されたものであること。

イ　35 歳以上の者については、１日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数が 200 以上であるものであること。

ウ　直ちに禁煙することを希望している患者であって、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意しているものであること。

（３）　ニコチン依存症管理料は、初回算定日より起算して１年を超えた日からでなければ、再度算定することはできない。

（４）　治療管理の要点を診療録に記載する。

（５）　（２）に規定するニコチン依存症管理料の算定対象となる患者について、「注１」に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、所定点数の 100 分の 70 に相当する点数を算定する。

Ｂ００１－４　手術前医学管理料

（１）　手術前医学管理料は硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下で行われる手術の前に行われる定型的な検査・画像診断について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、区分番号「Ｌ００２」硬膜外麻酔、区分番号「Ｌ００４」脊椎麻酔若しくは区分番号「Ｌ００８」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月１回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。

（２）　手術前１週間に本管理料に包括されている検査及び画像診断項目（以下この項において「検査項目等」という。）のいずれも行わなかった場合は、本管理料は算定しない。な

お、「手術を行う前１週間以内に行ったもの」とは、手術を行う日の前日を起算日として１週間前の日から当該手術を実施した当日の手術実施前までに行ったものをいう。

（３） 手術前医学管理料には、包括されている検査項目等に係る判断料が含まれており、手術前医学管理料を算定した月に区分番号「Ｄ０２６」血液学的検査判断料、生化学的検査（Ｉ）判断料及び免疫学的検査判断料は別に算定できない。

（４） 手術前医学管理料を算定する際使用したフィルムの費用は、区分番号「Ｅ４００」フィルムの所定点数により算定する。

（５） 本管理料を算定する手術前１週間において、入院と入院外が混在する場合においても、本管理料に包括されている検査項目等の１回目の所定点数については別に算定できない。

（６） 本管理料を月初めに算定し、手術前１週間が月をまたがる場合においても、本管理料の所定点数に包括されている検査項目等の１回目の所定点数については別に算定できない。

（７） 同一の患者について、月をまたがって１週間以内に硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下の手術を２回以上行った場合には、最初に行った手術の際に手術前医学管理料を算定し、２回目の手術の際には手術前医学管理料を算定せず、それぞれの検査項目等の所定点数により算定する。

（例） 当該月の 29 日に硬膜外麻酔、脊椎麻酔、全身麻酔下の手術を行い、翌月の３日に再び硬膜外麻酔、脊椎麻酔、全身麻酔下の手術を行った場合の算定。

当該月の 29 日に手術前医学管理料を算定し、翌月の手術の３日の際には手術前医学管理料を算定せず、それぞれの検査項目等の所定点数で算定する。

（８） 本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

Ｂ００１－５　手術後医学管理料

（１） 手術後医学管理料は、区分番号「Ｌ００８」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後に必要な医学的管理を評価するとともに、手術後に行われる定型的な検査について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、区分番号「Ａ３００」救命救急入院料又は区分番号「Ａ３０１」特定集中治療室管理料に係る届出を行っていない保険医療機関の一般病棟に入院する患者について算定する。

（２） 手術後医学管理料には、包括されている検査項目に係る判断料が含まれており、手術後医学管理料を算定した月に区分番号「Ｄ０２６」尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料及び生化学的検査（Ｉ）判断料は別に算定できない。ただし、本管理料を算定する３日間が月をまたがる場合は、本管理料を算定する最初の日が属する月に係るこれらの判断料は別に算定できないが、その翌月にこれらの判断料の対象となる検査を実施した場合には、別に算定できる。

（３） 同一保険医療機関において、同一月に本管理料を算定するものと算定しないものが混在するような算定はできない。

（４） 手術後医学管理料の算定開始日となる入院の日とは、第１章第２部通則５に定める起算日のことをいう。

Ｂ００１－６　肺血栓塞栓症予防管理料

（１） 肺血栓塞栓症予防管理料は、肺血栓塞栓症を発症する危険性が高い患者に対して、肺血

小郡市（21医療機関）			
No.	医療機関名	住所	電話番号
1	山下泌尿器科医院	小郡市小郡１５９０－６	0942-73-5301
2	いけだクリニック	小郡市小郡６１５	0942-72-2325
3	石橋外科医院	小郡市津古１１２３－５	0942-75-3575
4	聖和記念病院	小郡市津古半女寺１４７０－１	0942-75-1230
5	富安医院	小郡市松崎７６４	0942-73-1271
6	倉岡外科内科医院	小郡市三沢３９４９－７	0942-75-5111
7	協和病院	小郡市祇園２丁目１－１０	0942-72-2121
8	赤松医院	小郡市干潟６８０	0942-72-2519
9	中原内科クリニック	小郡市三国ヶ丘１－１３	0942-75-8021
10	丸山病院	小郡市山隈２７３－１１	0942-73-0011
11	嶋田病院	小郡市小郡２１７－１	0942-72-2236
12	古川医院	小郡市小郡３３０－１８	0942-72-2415
13	河原内科クリニック	小郡市小郡６７０－１	0942-41-2330
14	西原内科医院	小郡市小郡６９３－７	0942-72-4701
15	権藤内科循環器科	小郡市小板井４２９－１	0942-72-3000
16	渡辺内科胃腸科医院	小郡市津古８１５－１	0942-75-3733
17	黒岩医院	小郡市二タ１２６４－４	0942-72-3077
18	RINDENクリニック	小郡市美鈴の杜１－１－１１	0942-23-0800
19	ひやまクリニック呼吸器内科	小郡市大崎１０２０－２	0942-23-8550
20	井手胃腸科内科医院	小郡市上西鯵１０－１	0942-73-1112
21	まどかファミリークリニック	小郡市あすみ1丁目40番	0942-23-0066

三井郡（2医療機関）			
No.	医療機関名	住所	電話番号
大刀洗町			
1	白石医院	三井郡大刀洗町栄田２１０９－２	0942-77-0198
2	平和クリニック	三井郡大刀洗町高樋２４９９－２１	0942-77-1307

久留米市（107医療機関）			
No.	医療機関名	住所	電話番号
1	久留米中央田中医院	久留米市合川町2049－1	0942-33-1737
2	久留米大学病院	久留米市旭町67	0942-35-3311
3	岡部医院	久留米市荒木町荒木1318	0942-27-1085
4	松枝医院	久留米市荒木町下荒木9－1	0942-26-1453
5	岡田医院	久留米市荒木町白口1766－11	0942-27-3311
6	重富外科医院	久留米市梅満町1258－3	0942-32-0707
7	ファミリークリニック陽なた	久留米市梅満町1253－1	0942-36-5050
8	俣野内科医院	久留米市梅満町1296	0942-32-5710
9	大手町クリニック	久留米市大手町5－13	0942-31-0077
10	平塚医院	久留米市大橋町常持228－2	0942-47-0018
11	いわい内科胃腸科医院	久留米市上津1－6－11	0942-22-0123
12	牛嶋内科医院	久留米市上津2－21－7	0942-22-6601
13	田中まさはるクリニック	久留米市北野町今山516－1	0942-41-3535
14	石田医院	久留米市北野町中3286－2	0942-78-3295
15	井星医院	久留米市草野町草野450	0942-47-0072
16	独立行政法人地域医療機能推進機構　久留米総合	久留米市櫛原町21	0942-33-1211
17	ツジ胃腸科医院	久留米市国分町1171－1	0942-21-1582
18	薬師寺内科医院	久留米市国分町1299－17	0942-21-2683
19	いのくち医院	久留米市国分町1517－4	0942-21-4662
20	久留米大学医療センター	久留米市国分町155－1	0942-22-6111
21	原田内科医院	久留米市国分町775	0942-22-1151
22	久留米中央病院	久留米市小森野2－3－8	0942-35-1000
23	緒方胃腸科医院	久留米市荘島町16－6	0942-34-8311
24	萬年医院	久留米市城島町江上上184	0942-62-4161
25	斎藤医院	久留米市白山町390番地	0942-34-3110
26	宇都内科医院	久留米市諏訪野町1850－1	0942-35-8220
27	小川内科医院	久留米市諏訪野町2320－1	0942-35-6611
28	たがみ医院	久留米市青峰2－25－3	0942-43-1188
29	にしごおり医院	久留米市善導寺町飯田1409－1	0942-47-0777
30	香月内科ハートクリニック	久留米市善導寺町飯田711	0942-47-1036
31	境胃腸科内科医院	久留米市善導寺町木塚387－3	0942-47-3558
32	やの医院	久留米市善導寺町与田392－1	0942-23-3000
33	宮崎胃腸科・内科医院	久留米市善道寺町飯田901－5	0942-47-5800
34	池尻医院	久留米市大善寺町宮本1389－1	0942-26-2427
35	大善寺医院	久留米市大善寺町宮本390－2	0942-27-3851
36	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	0943-72-1621
37	秋吉循環器科内科医院	久留米市田主丸町殖木442－5	0943-72-1233
38	竹下胃腸科内科医院	久留米市田主丸町田主丸237	0943-72-3007
39	日野医院	久留米市田主丸町田主丸515	0943-72-3027
40	中野内科医院	久留米市田主丸町牧1108－3	0943-72-2827
41	やのクリニック	久留米市田主丸町鷹取533	0943-72-2464
42	緒方クリニック	久留米市田主丸町上原字野畑60	0943-72-1771
43	田中内科クリニック	久留米市中央町16－38	0942-32-2655
44	中田循環器科内科クリニック	久留米市津福今町460－11	0942-30-2211
45	山手医院	久留米市津福今町480－80	0942-33-1830
46	牟田内科医院	久留米市津福本町1610	0942-33-1955
47	聖マリア病院	久留米市津福本町422	0942-35-3322
48	聖マリアヘルスケアセンター	久留米市津福本町422	0942-35-5522
49	内山内科医院	久留米市津福本町541－1	0942-32-9168
50	新古賀クリニック	久留米市天神町106番地1	0942-35-2485
51	新古賀病院	久留米市天神町120	0942-38-2222
52	天神田中内科医院	久留米市天神町4－1実吉センタービル4階	0942-38-2360
53	倉田内科医院	久留米市長門石1－5－32	0942-35-5543
54	西村医院	久留米市長門石4－4－6	0942-32-8712
55	木下医院	久留米市南薫西町1955	0942-32-4625
56	内藤病院	久留米市西町1169－1	0942-32-1212
57	今立内科クリニック	久留米市西町178－1	0942-21-3331
58	中川外科医院	久留米市西町930－7	0942-34-8810
59	花畑病院	久留米市西町914	0942-32-4565
60	おだ内科医院	久留米市西町153－23	0942-32-4986
61	小坪内科・消化器科	久留米市野中町920－1	0942-32-9768
62	ひらつか内科　循環器科	久留米市野中町914オランダビル2階	0942-36-3366
63	木下病院	久留米市野伏間1－9－3	0942-26-0505
64	野伏間クリニック	久留米市野伏間1－9－6	0942-26-0066
65	三村内科クリニック	久留米市原古賀町19－1	0942-35-6661
66	ひろつおなかクリニック	久留米市原古賀町27－1	0942-39-2228

67	伴医院	久留米市原古賀町	0942-35-5577
68	親和胃腸科内科医院	久留米市東櫛原町1504	0942-32-4013
69	やまうちクリニック	久留米市東櫛原町2303－23	0942-32-7011
70	青木内科消化器クリニック	久留米市東町2－3	0942-30-6030
71	戸次クリニック	久留米市東町40－16サケミビル1階	0942-33-3123
72	下津浦内科医院	久留米市東町496　東町ビル2階	0942-36-0620
73	楠病院	久留米市日吉町115	0942-35-2725
74	川口医院	久留米市日吉町18－34	0942-32-2535
75	上津中央クリニック	久留米市藤山町1833－1	0942-21-8022
76	野原内科循環器科医院	久留米市蛍川町66－1	0942-32-2969
77	つつみ内科医院	久留米市御井町2241－1	0942-44-0941
78	古賀医院	久留米市三潴町田川104－1	0942-65-0240
79	矢野医院	久留米市三潴町田川221－2	0942-65-1235
80	吉村医院	久留米市三潴町田川8－2	0942-64-2443
81	安本病院	久留米市三潴町玉満2371	0942-64-2032
82	愛康内科医院	久留米市南1－27－28	0942-21-5556
83	宮﨑クリニック	久留米市南2－1－9	0942-21-9431
84	はるた医院	久留米市南4－1－18	0942-22-8100
85	古賀病院21	久留米市宮ノ陣3－3－8	0942-38-3333
86	ひまわりAクリニック	久留米市宮ノ陣4－4－7	0942-30-2030
87	徳安医院	久留米市宮ノ陣5－14－1	0942-32-3129
88	亀尾医院	久留米市宮ノ陣町若松2348－8	0942-34-0226
89	北里医院	久留米市六ツ門町19－1	0942-35-2552
90	秋吉内科	久留米市六ツ門町7－43	0942-32-5645
91	すみたクリニック	久留米市安武町安武本1646	0942-51-3333
92	みつい医院	久留米市安武町安武本2927－5	0942-27-9966
93	赤司内科医院	久留米市山川追分1－7－12	0942-44-2095
94	出口外科胃腸科医院	久留米市山川追分2－10－12	0942-43-2329
95	久留米リハビリテーション病院	久留米市山本町豊田1887	0942-43-8033
96	蒲池医院	久留米市北野町今山129－2	0942-78-3065
97	田中内科医院	久留米市北野町今山639－5	0942-78-4156
98	神代病院	久留米市北野町中川900-1	0942-78-3177
99	大城診療所	久留米市北野町乙吉2番地	0942-78-2117
100	加茂内科医院	久留米市大石町344－1	0942-35-2609
101	文化街診療所	久留米市寺町40	092-324-4691
102	よしかいクリニック	久留米市花畑1丁目20－5	0942-39-4114
103	筒井医院	久留米市花畑3丁目2－2	0942-32-4114
104	いたのクリニック	久留米市天神町34－14	0942-46-2001
105	高良台リハビリテーション病院	久留米市藤光町965－2	0942-51-3838
106	萬年内科	久留米市城島町江上上184	0942-62-4161